受益者分担金制度の創設について

参　考

１月31日経営会議資料

資料1-２

１　受益者分担金の必要性

　　本市では、市街化区域の下水道整備に当たり、都市計画法に基づき受益者負担金を賦課し、整備費の一部に充ててきました。

市街化調整区域については、「市街化調整区域における汚水整備の方針」に基づき2021年度から2030年度までの10年間を第１期として、下水道整備を計画しています。2031年度以降の第２期整備については、第１期の整備を進める中で社会情勢や経営状況等の変化に応じた検討、見直しを行って進めるため整備には長い年月と多額の費用がかかります。

このため、市街化調整区域の下水道整備についても、その整備により利便性が向上する者に、事業費の一部を負担いただく受益者分担金制度の創設が求められます。

２　受益者分担金の額

（１）工事費に対する負担率

末端管きょ整備費相当額の１／４　（これまでの受益者負担金と同様）

※１　末端管きょ整備費とは、幹線管きょを除いたもの

※２　国の下水道財政研究委員会の第1次委員会（昭和３６年３月）の中で「賦課額は事業費の1/3から1/5程度とする」との提言があり、厚木市は中間値の1/4を採用

（２）単位分担金

　ア 算出式

|  |
| --- |
| 末端管きょ整備費×1/4（負担割合）÷整備面積＝単位分担金 |

　イ 分担金単価（案）

|  |
| --- |
| 3,165,000,000円×1/4÷980,300㎡ ＝ **807円/㎡** |

（３）受益者分担金額

　　　単位分担金（円/㎡）×土地の面積（土地登記簿）＝受益者分担金額

 　(例)宅地面積　200㎡（約60坪）の場合

　　　　　807円　×　200㎡　＝　受益者分担金額　161,400円

３　各市の受益者分担金

（１）近年の負担金・分担金の事例（関東）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 自治体 | 年月日 | 区分 | 負担区名 | 単価（㎡） |
| 松戸市 | H26.4.1 | 分担金 | 市街化調整区域 | 1,000円 |
| 流山市 | H27.4.1 | 受益者負担金 | 第３負担区 | 1,000円 |
| 所沢市 | H27.4.1 | 受益者負担金 | 第７負担区 | 1,030円 |
| 柏市 | H28.4.1 | 分担金 | 第１分担区 | 1,050円 |

（２）近隣市の受益者分担金の事例

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 市町名 | 条例制定年月日 | 分担金単価（円/㎡） | 受益者負担金（円/㎡） |
| 藤沢市 | H13.3.22 | 800 | 470 |
| 綾瀬市 | H19.3.23 | 800 | 270 |
| 鎌倉市 | H22.12.27 | 818 | 166～233 |
| 海老名市 | H23.3.31 | 800（上限240,000円） | 150～272 |

４　これまでの受益者負担金（市街化区域内）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 負担区の名称 | 設定年月日 | 単価　(㎡) |
| 厚木負担区 | S44.5.22 | 147円 |
| 第２負担区 | S50.6.25 | 260円 |
| 第３負担区 | S54.12.24 | 336円 |
| 第４負担区 | S60.3.28 | 372円 |
| 第５負担区 | S61.12.19 | 377円 |

５　今後のスケジュール

2019年1月22日 下水道運営審議会会長から市長へ答申書の提出

2019年4月頃～ 「受益者分担金条例の基本的な考え方について」

の市民参加手続き

2019年12月 12月議会へ条例案（新規又は改正）の提出

2020年4月 条例の施行予定

2020年度 説明会を随時開催

2021年度～ 市街化調整区域の下水道整備開始